

## 保育園の利用について（外国籍の保護者のかた向けのご案内）

保育園に入園するには手続きが必要です。保育園を利用するためのびきは保育幼稚園課のほか川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター、各支所及び駅前連絡室等で配布をしています。申込に必要な書類はてびきの中に同封してあります。申込をするときは、以下の内容をよく確認してから申込をしてください。

### 【概要】

#### ○保育園とは

小学校に入る前の児童（子ども）の保護者（お父さんとお母さん）が仕事をしていたり、病気などのため、家で保育が出来ない場合に、小学校に入る前の児童を保護者に代わり保育する施設です。

#### ○入園条件

- ・保護者・申込児童が川口市に住んでいて、住民登録をしていること。
- ・就労可能な在留資格または資格外活動許可があること。
- ・保育の必要性があること。

#### 保育の必要性の判断基準

- ①会社または自宅で月に64時間以上働いている場合
- ②出産をする場合
- ③病気や障害のため、家で保育することができない場合
- ④病気や障害のある人を月に64時間以上介護している場合
- ⑤大学、専門学校等に月に64時間以上通学している場合
- ⑥求職活動（仕事を探している）をしている場合
- ⑦災害復旧にあたっている場合
- ⑧虐待や家庭内暴力の危険にさらされている場合

### 【必要な手続き】

#### ○手続きの方法

市役所で決められた入所申込書類を記入し、保護者（お父さんとお母さん）それぞれの状況に応じて必要な書類（就労証明書等）を提出してください。保護者が外国籍である場合は在留カードの写し（両面）も必要になります。その他必要な書類については、「保育施設利用のご案内」を確認してください。

#### ○提出先 川口市役所保育幼稚園課（郵送または持参）

郵送の場合は、締切日の17時15分必着となります。

## ○<sup>もうしこみじき</sup>申込時期

- ・4月<sup>がつ</sup>に入園<sup>にゆうえん</sup>…前年<sup>ぜんねん</sup>の10月<sup>がつご</sup>頃から<sup>うけつけ</sup>受付<sup>しょうさい</sup> 詳細<sup>ほいくしせつりよう</sup>は「保育施設利用<sup>ごあんない</sup>のご案内<sup>かくにん</sup>」を確認<sup>かくにん</sup>してください。
- ・5月<sup>がつ</sup>から3月<sup>がつ</sup>に入園<sup>にゆうえん</sup>…入園<sup>にゆうえん</sup>したい月<sup>つき</sup>の前<sup>まえ</sup>の月<sup>つき</sup>の5日<sup>にち</sup>まで(休日<sup>きゅうじつ</sup>の場合は<sup>ばあい</sup>次の日<sup>つぎひ</sup>)となります。

## ○<sup>ほいくえんひよう</sup>保育園の費用について

保育料<sup>ほいくりよう</sup>は世帯<sup>せたい</sup>の収入<sup>しゅうにゅう</sup>、子ども<sup>こ</sup>の年齢<sup>ねんれい</sup>によって<sup>こと</sup>異なります。川口市内<sup>かわぐちし</sup>の認可<sup>にんか</sup>保育所<sup>ほいくじょ</sup>は以下<sup>いか</sup>のとおりとなります。

- ①0～2歳<sup>さいじ</sup>児<sup>こ</sup>クラス<sup>ばあい</sup>の場合<sup>つきづき</sup>、月々<sup>ほいくりよう</sup>の保育料<sup>ほいくりよう</sup>がかかります。保育料<sup>ほいくりよう</sup>は月額<sup>げつがく</sup>0円<sup>えん</sup>から69,000円<sup>えん</sup>です。保護者<sup>ほごしや</sup>の前年度<sup>ぜんねんど</sup>の所得<sup>しよとく</sup>に応じて<sup>おう</sup>計算<sup>けいさん</sup>されます。市民税<sup>しみんぜい</sup>の申告<sup>しんこく</sup>をしていない<sup>ばあい</sup>場合は、最高額<sup>さいこうがく</sup>となります。
- ②3歳<sup>さいじ</sup>児<sup>こ</sup>クラス<sup>ばあい</sup>から保育料<sup>ほいくりよう</sup>はかかりませんが、月々<sup>つきづき</sup>の給食費<sup>きゅうしょくひ</sup>がかかります。給食費<sup>きゅうしょくひ</sup>の費用<sup>ひよう</sup>は利用<sup>りよう</sup>施設<sup>しせつ</sup>により異なる<sup>こと</sup>ので、施設<sup>しせつ</sup>に確認<sup>かくにん</sup>してください。

## ○<sup>にほんご</sup>日本語に慣れていない<sup>がいこくせき</sup>外国籍<sup>な</sup>のかたについて

保育園<sup>ほいくえん</sup>の申込<sup>もうしこみ</sup>のやり取り<sup>と</sup>は日本語<sup>にほんご</sup>となります。窓口<sup>まどぐち</sup>には、話<sup>はな</sup>した言葉<sup>ことば</sup>を日本語<sup>にほんご</sup>や外国語<sup>がいこくご</sup>に言い換<sup>か</sup>える翻訳機<sup>ほんやくき</sup>を使用<sup>しよう</sup>することもあります。日本語<sup>にほんご</sup>に慣れていない<sup>がいこくせき</sup>外国籍<sup>な</sup>のかたが申込<sup>もうしこみ</sup>する場合は、必ず<sup>かなら</sup>日本語<sup>にほんご</sup>が話せる<sup>はな</sup>のかたと一緒<sup>いっしょ</sup>に来て<sup>き</sup>ください。

入園<sup>にゆうえん</sup>後の<sup>ほいくえん</sup>保育園<sup>と</sup>のやり取り<sup>も</sup>も日本語<sup>にほんご</sup>となりますので、日本語<sup>にほんご</sup>に慣れていない<sup>がいこくせき</sup>外国籍<sup>な</sup>のかたは日本語<sup>にほんご</sup>が話せる<sup>はな</sup>のかたを必ず<sup>かなら</sup>緊急連絡先<sup>きんきゆうれんらくさき</sup>にするなど、日本語<sup>にほんご</sup>での対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>ができる<sup>よう</sup>にしてください。

## 【<sup>ちゆういん</sup>注意点】

- ・在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>のない人<sup>ひと</sup>は入園<sup>にゆうえん</sup>できません。
- ・仕事<sup>しごと</sup>を辞<sup>や</sup>めて、家<sup>いえ</sup>で保育<sup>ほいく</sup>できる場合は退園<sup>たいえん</sup>(保育園<sup>ほいくえん</sup>を辞<sup>や</sup>める)となります。
- ・求職活動<sup>きゅうしょくかつどう</sup>(仕事<sup>しごと</sup>を探<sup>さが</sup>している)で申込<sup>もうしこみ</sup>をした場合は、3か月<sup>ばあい</sup>以内に仕事<sup>しごと</sup>ができないときは退園<sup>たいえん</sup>(保育園<sup>ほいくえん</sup>を辞<sup>や</sup>める)となります。
- ・入園<sup>にゆうえん</sup>は当月<sup>とうげつ</sup>1日<sup>にち</sup>からで、月<sup>つき</sup>の途中<sup>とちゆう</sup>の入園<sup>にゆうえん</sup>はできません。
- ・申込<sup>もうしこみ</sup>をしても入<sup>はい</sup>れるとは限<sup>かぎ</sup>りません。
- ・ここに記載<sup>きざい</sup>している内容<sup>ないよう</sup>は特に重要<sup>とくじゆう</sup>な部分<sup>ぶぶん</sup>をまとめたものです。詳細<sup>しょうさい</sup>については、「保育施設<sup>ほいくしせつ</sup>利用<sup>りよう</sup>のご案内<sup>あんない</sup>」を必ず<sup>かなら</sup>確認<sup>かくにん</sup>した上で<sup>うえ</sup>申込<sup>もうしこみ</sup>してください。

## 【<sup>もんあせ</sup>問合せ先】

川口市役所<sup>かわぐちしやくしよ</sup> 保育幼稚園課<sup>ほいくようちえんか</sup> 入所係<sup>にゆうしょかかり</sup> (第二本庁舎<sup>だいにほんちようしや</sup>3階<sup>かい</sup>) TEL048-259-9043